

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること」について

平成22年8月

職業安定局雇用保険課(坂口 卓課長)

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標4 求職活動中の生活の保障等を行うこと

施策中目標1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標1）セーフティネットとして財政が安定していること

（施策小目標2）雇用保険の給付を適正に行うこと

（予算）

雇用保険特別会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	22,947	18,881	16,795	24,608	29,459
(決算額)(百万円)	(15,261)	(14,917)	(15,907)		

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	収入額（単位：億円） （－）	28,978	28,764	22,214	22,896	集計中
	うち保険料	23,856	24,528	19,402	19,664	
達成率		【－】	【－】	【－】	【－】	
2	支出額（単位：億円） （－）	16,972	15,261	14,917	15,907	集計中
	うち失業等給付費	13,772	12,803	12,598	13,496	
達成率		【－】	【－】	【－】	【－】	
3	積立金残高（単位：億円） （－）	28,032	41,535	48,832	55,821	集計中
	達成率	【－】	【－】	【－】	【－】	
【調査名・資料出所、備考等】 資料出所：労働保険特別会計雇用勘定の決算による。 備考：指標1～3については現在集計中であり、平成22年9月頃公表予定である。						

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
4	不正受給の件数 （前年度以下／平成21年度）	9,855	8,140	7,346	7,101	8,442
	達成率	【115.9%】	【117.4%】	【109.8%】	【103.4%】	【84.1%】
【調査名・資料出所、備考等】 資料出所：雇用保険業務統計による。（職業安定局雇用保険課調べ）						

(指標の分析：有効性の評価)

平成21年度は厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化を重点に、平成21年度雇用保険法改正により、以下の見直しを行いました。

- ①非正規労働者の適用基準を緩和し、適用範囲を拡大
- ②雇止めの場合の受給要件の緩和
- ③再就職の支援が必要な方に対する給付日数を60日分延長する個別延長給付の創設

④失業等給付に係る雇用保険料率を平成21年度に限り、0.4%引き下げ(1.2%→0.8%)

また、失業等給付に係る収支状況については、雇用失業情勢の悪化により、平成21年度には約0.8兆円の単年度赤字が生じることが見込まれ、平成22年度以降も引き続き単年度赤字が見込まれていました。そのため、雇用保険財政の安定的運営を確保するため、平成22年度雇用保険法改正(補正予算関連)により、第二次補正予算において、失業等給付に係る国庫負担として、3,500億円的一般財源を追加投入しました。

これにより、当面の雇用保険制度の安定的運営が確保され、必要な給付に支障を来たすことはありませんでした。

加えて、厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化を図るため、雇用保険の適用範囲の拡大等を内容とした平成22年雇用保険法改正(当初予算関連)が平成22年3月31日に成立しました(一部を除き、同年4月1日施行)。

これにより、セーフティネット機能の更なる強化が図られました。

(効率性の評価)

雇用保険制度については、労働政策審議会において、費用負担者である、労働者・使用者の意見も伺いながら、効率的・効果的な制度設計ができるよう努めています。

また、平成22年度からは、適用範囲の拡大に伴い、被保険者資格取得届に係る添付書類を提出不要とするなど、事業主の負担軽減を通じた効率的な業務運営を図っています。

(今後の方向性)

雇用失業情勢の悪化を受け、平成21年度の受給者実人員(年度月平均)は971千人と前年度より62.5%増加しており、基本手当給付額も前年度より増加する見込みです(施策小目標2の参考統計5及び6参照)。そのような状況も踏まえ、現在暫定的に引き下げられている失業等給付に係る国庫負担について、平成23年度以降については、安定した財源を確保した上で、国庫負担を本則(1/4)に戻す旨が平成22年改正雇用保険法に盛り込まれており、本則復帰に取り組んでいきます。

加えて、平成22年雇用保険法改正(当初予算関連)において、

- ① 非正規労働者の適用基準を緩和し、適用範囲を拡大
- ② 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

等のセーフティネット機能等の強化を図ったところであり、今後はこれらの制度を適正に運営していくため、周知等を含めた円滑な施行に取り組んでいきます。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

・廃止

・見直しの上(増額/現状維持/減額)

・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

・業務の合理化等を通じて、非常勤職員の削減（100人程度）（平成23年度）

(4) 指標の見直しについて

特になし

政策体系番号：IV-4-1